

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）、本件工事に係る公告（以下「入札公告」という。）に定めるもののほか、本件の契約について、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和2年9月30日（水）

2 一般競争入札に付する事項

(1) 工事の名称及び数量

旧宝鉾山非常用発電機設置工事 一式

(2) 工事の概要

旧宝鉾山坑廃水処理施設に非常用発電機を設置、及びこれに附帯する作業

(3) 工事の仕様等

別添仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和2年10月20日（火）から令和3年3月31日（水）まで

(5) 履行場所

山梨県都留市大幡地内 旧宝鉾山及び坑廃水処理施設

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

④ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

⑤ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き2年以上営業を営んでいない者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、建設業許可業者名簿（申請業種（電気工事））に登載されている者であること。

(4) 過去に非常用発電機の設置、修繕、更新工事等を実施した者であること。

#### 4 入札参加資格の確認

入札参加者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。様式1。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 確認申請書の提出期間

この入札説明書の交付を受けた日から令和2年10月7日（水）までの山梨県の休日（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 確認申請書の手続き

確認申請書の提出は、持参するものとする。なお、持参が困難な場合は、令和2年10月6日（火）午後4時までに必着するよう郵送すること。

(3) 確認申請書の提出場所

山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 055-223-1532（直通）

(4) 確認申請書に次の書類を添付すること。

① 誓約書（様式2）

② 3の（4）を証する書類（工事等施工実績調書：様式3。契約書の写し等添付書類を含む。）

③ 返信用封筒（84円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者名まで記載すること。）

(5) 提出部数

1部

(6) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認結果（様式4）は、令和2年10月8日（木）までに郵便により発送する。

(7) その他

① 提出期限後の申請書の差し替え、再提出は認めない。

② 提出された申請書等は、県において公表及び無断使用はしない。

③ 提出された申請書等は、返却しない。

#### 5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。

(1) 手続き

令和2年10月13日（火）午後4時までに山梨県知事あての書面（様式任意）を4の（3）の場所に持参して行わなければならない。

(2) 回答

令和2年10月14日（水）までに郵便により発送する。

#### 6 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付、回答書の公表

(1) 質問の受付

質問事項がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、質問書（様式5）に記入のうえ、令和2年10月8日（木）午後4時までに、持参、郵送又は電子メール（ファイル添

付)にて、下記の提出先に提出すること。

また、電子メールで提出する場合は、件名を「旧宝鉦山非常用発電機設置工事 入札説明書に関する質問」とし、送信後、下記の連絡先に到着を確認すること。

メールアドレス：[sansei@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:sansei@pref.yamanashi.lg.jp)

電話（連絡先）

山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当

電話 055-223-1532(直通)

(2) 質問に対する回答書の公表

令和2年10月14日(水)に山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県産業労働部産業政策課企画・団体担当において回答書を配布する。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 実施日 令和2年10月16日(金)午前10時30分

(2) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
山梨県庁別館3階 産業労働部会議室

8 入札及び開札の立ち会い

入札及び開札の立ち会いについては、代表者又はその代理人をもって行う。

なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合においては、入札者の委任状(様式6)を提出すること。

9 入札方法等

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び質問に対する回答を熟知のうえ、入札しなければならない。

入札後、入札公告、仕様書及び入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加に際しては、4の(6)の入札参加資格確認通知書(様式4。写しでも可)を持参すること。

(3) 代表者が出席する場合は、代表者の印鑑を持参すること。

また、代理人が出席する場合は、委任状(様式6)と当日出席する者の印鑑を持参すること。

(委任状の受任者の印と当日出席し入札に参加する者の印が同じであること。)

(4) 入札金額は、2の(4)の履行期間において当該工事の提供に要する一切の経費(ただし、仕様書において山梨県が負担するものを除く。)を見積もること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当する金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書(様式7)は、上記(4)の入札金額のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、提出すること。

① 入札書の日付、工事名及び履行場所。なお、工事名については、「旧宝鉦山非常用発

電機設置工事」とし、履行場所については、「山梨県都留市大幡地内 旧宝鉦山及び坑  
廃水処理施設」とすること。

- ② 代表者が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）、並びに押印

代理人が入札する場合は、代表者の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）、並びに当該代理人の氏名及び押印

- (6) 入札書の記載内容を訂正したときは、当該訂正箇所に押印しなければならない。  
ただし、入札金額を訂正した入札書は無効となる。
- (7) 代表者又はその代理人は、その入札書の引替え、変更、取り消しをすることができない。
- (8) 入札回数は2回を限度とする。

#### 10 入札の無効条件

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札時刻に間に合わなかったとき
- (3) 指定の日時までに入札書が提出されないとき
- (4) 同一の入札に他の入札参加者の代理人を兼ねた場合、又は2人以上の代理人として行われた入札
- (5) 入札書の記載に不備がある場合
- (6) 入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札
- (7) その他入札条件に違反した入札

#### 11 落札者の決定

- (1) 規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。  
ただし、1回目の入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。
- (4) 再度入札に付して落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約によることができるものとする（様式8）。
- (5) 落札者が別に指定する期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

#### 12 入札保証金、契約保証金及び違約金

- (1) 入札保証金は免除とする（規則第108条の2第2号の規定による）。
- (2) 契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。
- (3) 規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

### 1 3 現場説明

現場説明会は実施しない。なお、入札にあたり現地確認を希望する場合は、令和2年10月2日（金）午後4時までに産業政策課企画・団体担当（電話 055-223-1532）あて連絡すること。

### 1 4 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (2) 契約は、山梨県知事と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

### 1 5 その他

- (1) 落札者が契約締結までの間に「3 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件工事に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件工事の担当  
山梨県産業労働部産業政策課 企画・団体担当  
電話 055-223-1532（直通）

# 入札心得

## (全般事項)

ア 入札は、一般競争入札公告又は指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は原則として認められない。

イ 入札参加者は、配付した入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投入しなければならない。

ウ 入札は総額により行わなければならない。ただし、単価によるべきことを別途指示されたときは、その指示による。

エ 最低制限価格は設けない。

オ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に記載された入札金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## (委任状)

カ 入札者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に委任状を提出させなければならない。

## (入札書の書換等の禁止)

キ 入札者は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

## (入札の取りやめ等)

ク 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## (開札)

ケ 開札は入札終了後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行う。

## (入札の無効)

コ 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札に参加する資格のないものを行った入札。

(イ) 不正行為が判明した入札。

(ウ) 納付を免除されている場合を除き、入札保証金を納付されていない入札。

(エ) 入札書の金額、氏名、印鑑又は、重大な文字の誤脱によって必要事項を確認しがたい入札。

(オ) その他入札事項に違反した入札。

## (落札者の決定)

サ 落札者は予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。

落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表する。

## (くじによる落札者の決定)

シ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合入札者はくじを辞退することはできない。

前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって当該入札に関係のない職員にくじを引かせる。

## (再度入札)

ス 開札をした結果、予定価格の範囲内の入札がないときは直ちに再度入札を行う。

## (落札の取消し)

セ 落札決定後落札者に不正行為が判明したときは、落札を取り消すとともに本人に理由を説明する。

## (違約金)

ソ 落札者が契約を結ばないとき、又は落札者に不正な行為があつて、落札を取り消したときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。